平成２２年（フ）第２８６号
鳥取県八頭郡智頭町大字坂原644番地Ａ―13号､旧住所鳥取県鳥取市西品治364番地５ファミリーハイツとくだ203号
債務者　波賀智恵美（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９１号
広島市安佐南区上安５丁目３番８―105号
債務者　中本八重子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７８号
広島市安佐南区山本４丁目25番８－４号
債務者　安齊　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４４号
広島市西区西観音町５番30―1011号
債務者　横山知永子（旧姓若山）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４９号
広島県安芸郡府中町清水ヶ丘３番13号
債務者　松永　　寛
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５０号
広島市南区東雲本町１丁目６番３―301号
債務者　土井　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５２号
広島市中区光南２丁目24番14―201号
債務者　広増くに子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１号
広島県尾道市栗原町1270番地62
債務者　丸谷　徹也
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
山口県下関市彦島向井町１丁目９番20号　コーポラス瓦谷Ａ棟102号
債務者　河野　　順
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
山口県下関市豊浦町大字川棚5353番地３
債務者　山口由香利
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
山口県下関市富任町４丁目13番26号
債務者　大元　和昭
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
愛媛県西条市丹原町高松甲1362番地、住民票上の住所東京都府中市本宿町１丁目22番地の15
債務者　佐伯　拓也
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２３１号
愛媛県四国中央市上柏町６番地１
債務者　矢野美津子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８８２号
高知市大津甲1107番地３
債務者　仁井　章子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６１号
高知県安芸郡安田町大字安田1590番地10
債務者　久保　逸子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
福岡県久留米市諏訪野町1642番地１　諏訪野ビル505号
債務者　綾戸　未来
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４４５号
福岡県久留米市御井町235番地１レジデンス御井206号
債務者　高鍋　京子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４６４号
福岡県久留米市津福今町252番地１　グリーンハイツいまむら１―203号
債務者　西見　夏海
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部